

国立研究開発法人 森林研究・整備機構の森林総合研究所 北海道支所、林木育種センター 北海道育種場、森林整備センター 北海道水源林整備事務所と林野庁北海道森林管理局との森林・林業・木材分野の連携と協力に関する協定

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所(以下「甲」という。)、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場(以下「乙」という。)、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 北海道水源林整備事務所(以下「丙」という。)、及び林野庁 北海道森林管理局(以下「丁」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、相互に連携・協力を行い、地域の森林・林業及び木材分野の課題に取り組み、地域の振興に一層の貢献を果たすことを目的とする。

(連携及び協力する事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁が、前条の目的を達成するため、連携・協力する事項は以下のとおりとする。

(1) 調査・研究のための国有林フィールド、試料等の提供

丁は、甲、乙及び丙が取り組む調査・研究のためのフィールド、試料等を提供する。

(2) 調査・研究、技術開発等の成果の共有や成果を踏まえた指導・助言

丁は、甲、乙及び丙からの要請に応じて、丁が行った業務や技術開発の成果及び調査資料を提供する。甲、乙及び丙は、丁からの要請に応じて、調査・研究等から得られた知見を踏まえた助言・指導等を行う。

(3) 若手職員の育成、新たな人材の確保

甲、乙、丙及び丁は、相互に職員の研修や視察の受入れを行う。また、新たな人材の確保に向けた採用情報の共同提供等を行う。

(4) 調査研究、技術開発の成果の普及

甲、乙、丙及び丁は、調査研究や技術開発の成果について、共同して発信に取り組む。

(5) 大規模災害発生時の職員の派遣や技術支援等

甲、乙、丙及び丁は、大規模災害発生時等には、相互に資機材の融通、職員の派遣及び技術支援等を行い対応する。

(活動計画書)

第3条 本協定に基づく活動は、各機関が作成する活動計画書として共有する。活動により国有林へ入林する場合は、活動計画書の森林管理局への提出をもって森林管理(支)署への入林申請に代えることができる。

(連絡・調整)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める連携・協力の円滑な推進のため、年に1回連携協力会議を行う。

(遵守事項)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定を通じて知り得た公知でない情報について、情報を提供した甲、乙、丙又は丁の了解を得ずに第三者にこれを漏洩してはならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙及び丁から特段の申し出がない場合は、更に3年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この協定内容を変更することが必要となった場合は、都度協議を行うものとする。

(その他)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定められた以外の事項について連携・協力する場合は、協議の上、取り決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名の上、各自その一通を保管する。

令和7年9月18日

甲 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
北海道支所
支所長 齊藤 哲

乙 北海道江別市文京台緑町561番地1
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
林木育種センター 北海道育種場
場長 門脇 大輔

丙 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
北海道水源林整備事務所
所長 近藤 忠崇

丁 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
林野庁 北海道森林管理局
局長 関口 高士